

白和西雨時報

NOTICIAS DO BRAZIL
Publicado semanalmente

Rua Conselheiro Furtado
No. 39
Caixa Postal H
S. Paulo, Brazil

Proprietario e editor
Seisaku Kuroishi

Assignaturas
por Anno 10\$000
,, Semestre 5\$500
,, Mez 1\$000
,, Semana 5\$00

に明かで運試しに青天霹靂的仕事として居る爲めもあるが外交調査會の態度の表明切らぬとも正しく其一原因で内閣相があまりに大事を取り過ぎて居る爲めであるが外政黨内閣は大嫌ひの内鉢を廻さない政黨内閣は大嫌ひなど公の腹中を探つて來たやうな説除を流布するものもあるが政黨を基礎とせぬ内閣では國政を宰理するとの出来ない實例が寺内内閣に依つて明示され居るので如何に公が政黨嫌ひでも變挺な中間内閣などを作ることはあるまい。

棉花栽培

御清穆奉賀候陳者、明治四十一年
中當州慈善病院(サンタカーナ)に
其多數は無代施療の特別取扱を

普のものもある）また緑色にして短かき密毛に蔽はれたる墨其西哥原産にして
北米より輸入せるもの七ヶ乃至九ヶ
種子密合して三角形をなし、普通
藍を有し（又全く藍を有せざるもの
もある）其の色黒色なると茶褐色な
るとの三種がある（續く）

◎文苑

東京から（上）

中溝新一

朝な朝な長源寺坂を上りゆく
をさめし見ればわが心燃ゆ

聖海多野にて翁長兄！

私はあなたの尊い追憶を呼び覚ま
す爲にあなたの古い歌を引誦しま
した。私は此歌の藝術的價値を問はう
ごするのでは無いが此歌を幾度も口
誦さんであるたまらない程あなた
の軽快な容姿を彷彿とさせる事が出
来るのです。あの明るい窓に凭れて
横須賀の長源寺の急坂に上下する人
達をやるせない情に籍られて涙ぐん
でゐる青年時代のあがれを今一度
追憶の中から引張り出す事は私があなたに對して言はうとする心の全部
を盡してゐるやうに思はれます。

翁長兄！

長い長い沈黙のうちにあなたの成
功に疑ひを持つた事はありませんで
した。翁長さんは南米にあると何時
の間にか歸った時何處に居られた
だらうと幾分の好奇心も交つて必然
に判るだらうと豫期してゐました
私が今居る神田の外國語學校の一室
で昨年の十月頃でしたらラジル
時報の短歌を見てしかも偶然あなた
の名前を見ついた時はそれが豫期に
反しなかつたにせよ驚異の眼を睜こ
たのでした。そして幾度となく讀返
へしてゐました、それから澤山な
新聞雑誌の中から新着の此新聞を待
つてろしてあなたの名を探してゐま
した。あなたの最愛の奥さんを失な
はれたことも一人停車場のプラット
ホームに佇んでどうろに淡い月影
にあるやうな一種の鄉愁に籠られて
居られるこそも冷たいベッドに唯獨
り無造作な生活中に物足りなくなつて
居られるとも知つてあなたばかりで
なく邦土に遠く活動されてゐる方々
の心持を窺知する事が出来ました。

置を御熟覽あり一々師團長に御下問ありて難有き御言葉を賜ひ殊に下士兵卒日常生活状態に御心を注がせ玉ひて舍外の洗濯場に於ける兵卒のシャツ・ズボンの洗濯を爲しむる様などを親しく見はせらた南ト子ルより徐に玉歩を進ませ玉ひて中庭に臨ませらるれば豫てより
▲散兵壕掩蔽部機關銃座は据わ付けらる陛下には篤く御覧ありて師團長に御下問あり師團長は實戦に於ける防禦の一端を指摘して奉答しやがて聯隊本部の御野立所に立たせ賜へる御容姿は草色御洋装に同じ色のボーダーを掛けさせたまひ黒のポンチットを戴きて御椅子に凭らせ給へば瀬大尉の指揮の許に三個小隊よりなる密審運動は開始され御野立場の正面に行進し

●ハリス監督の住室

●星亨氏の銅像

48 ブラジル語講習録

うれは法外の事です。大う高いと思ひます。何故ならば同じ地質で然もモツト鐵道驛に近い土地が其値段で買へますもの

B Perdão. Não o creio, os preços de terras subiu, de repente, depois da guerra e sempre está subindo.

失禮ですが。うれは信じません。土地の値段は戦争後急に上りまして尙ほ常に上りつゝあるのです。

A Não insisto mais no preço mas quero ver o título de transferencia. O senhor o tem na mão?

此上値段に就きては言ひ張りませんが。では譲渡證を見たいものです。御手許に御坐いますか。título de transmissão, (譲渡證) título do venda e compra(賣買證書) 等何れも地券狀である

B Pois não; demais, tenho os julgados das acções divisoriais.

宜しう御座いますこそ。其上に私は區分訴訟の判決書を持つて居ます。divisão judicial 裁判上の區割。medição judicial 公認測量

A Quem sabe o seu terreno esteja em litigio ou qualquer embrulho!

あなたの土地は訴訟か或は何かモツレに懸つては居りませんかな

B Absolutamente não está e sim livre de qualquer onus e bem assim de hypothecas de qualquer natureza.

決してありません。うして如何なる義務。如何なる種類の抵當權よりも免かれて居ります。

ブラジル語講習録

第十二課 (Lição Decima Terceira)

- オーリーコ エ オーポーブレ
O Rico e o Pobre. 金持と貧乏人

1 ウン オーメン リーゴ モラーブア エン ウン バラーショ ムイト ポニート
 Um homem rico morava em um palacio muito bonito.
 或る金持ちの人がごある大さう美しい邸宅に住んで居りました

2 ガスターーブア ムイト ザニエーロ エン エンファイタール アス スアス サーラス
 Gostava muito dinhero em enfeitar as suas salas
 エ ノン ダーブア エズモーラス
 e não dava esmolas.
 彼は自分の客室を飾ることに澤山の金を費ひましたが恵み物
 は與へませんかつた

3 ウン ガーブレ シュゴー ウマ プエス アスア ボルタ エ ベザウ
 Um pobre chegou, uma vez, á sua porta e pediu
 ボザーダ
 pousada.
 或時一人の貧乏人がうの家の戸口に遣つて來まして宿(ヤド)を
 乞ひました

4 オーリーコ ザーセ リエ メウ バラーショ ノン エ オスペダリーア
 O rico disse-lhe:—meu palacio não é hospedaria!
 金持が彼れに申しました—私の邸宅は宿泊所ではありません

5 オーポーブレ エン レスボスタ ザーセ リエ タンベン テー メ
 リセンサ ケ リエ フーサ ソー トレス ベルケンタス エ エウ ブォーメ
 licença que lhe faça só tres perguntas e eu vou-me
 エンボーラ
 emboaa
 貧乏人も亦其の返答に彼に申しましたには—あなたに唯三つ
 の質問をするの許しを私に與へ給へよ。うして私は立ち退きま
 せう

6 コン エサ コンギソン ポーデス ファラード ザーセ オーリーゴ
 Com essa condição pôdes falar, disse o rico.
 るの條件など話してお空いと金持が申しました



供子俱樂部

註 1. Rico, pobre は元來名詞を形容する語即形容詞なれども名詞より離れて單に冠詞を前に置く時は名詞となりて富者・貧乏人と言ふ語である。 morava は morar(住む)と言ふ動詞の直説法不完全過去第三人稱單數の變化であるが此場合完全過去の morou を使へば文章の意味は一人の金持が住みましたと單に住んだことがあつたと言ふ丈けで住んで居つた間が永かつたか短かつたには一向構はないのであるが。が此れでは本文の眞意が分らない。即ちすつと續けて住んで居つたと言ふ意味で morava の不完全過去を用ひたのである。 Palacio 此語は宮殿とか御殿。官邸等と譯さるゝが普通の人の住む家でも士紳立派な邸宅には此語を用ひるこゝ深山ある。

2. Gastava 此れも *gastar* (費消する)と云ふ動詞の直接法不完過去第三人稱單數であるが本文に完全過去の *gastou* を用ひずして不完過去を用ひた理由は上記の *morava* を用ひた理由と一つである。

Dava を此亦同様である。Sala は客室と譯したが客間に限らず廣い間即ち食堂等も sala de jantar と言ふ

3. Chegou 此語は chegar(到着する)の直接法完全過去第三人稱單數であることは讀者も解りませう。本文に於ては單に到着したとき言へば意味が明かである。決して此場合繼續の意は無い。されば完全過去を用ひたのである。Pediu 此れも chegou と同様である。Uma vez 一度。或時。duas vezes 二度 outra vez 再び muitas vezes

度々。pousada 宿泊。一夜の泊り。
4. 5. disse-lhe の lhe は彼れに。lhe fuga の lhe はあなたにである即ち場合によりては彼れに彼女にあなたにとなる。何れも第三人稱の代名詞從格である故 lhe を用ふるのである。Disse も亦完全過去なるに注意せよ。此場合 Dizia と言へば常に口にして居つたの意である。

Andra de Terre

- (Continuação)

A テセージョ コンプラーラー カーマ バルテ ダ スア テーラ エン パウル
 A Desejo comprar uma parte da sua terra em Baurú.
 パウルのあなたの土地を一部買ひたいと思ふ

B ゴストー ドス メウス テレーノス ラー
 B Gostou dos meus terrenos lá?
 彼處の私の土地は御氣に入りましたか

A ゴステイ ムイト マース ケーロ サベール ア コモ エ ケ オ
 A Gostei muito, mas quero saber a como é que o
 セニヨール メ ブエンデ
 senhor me vende.
 大變氣に入りましたがあなたが私に賣つて下さる値段を知り
 度いものです

B オ プレーゾ エ ムイト バラート セント エ シンコント ミル レイス
 B O preço é muito barato; cento e cincuenta mil reis
 ウン アルケーレ コンテント ケ オ セニヨール コンプレ マイス デ
 um alqueire, contanto que o senhor compre mais de
 トリンタ アルケーレス
 trinta alququires.
 値段は大へん安い。あなた三十アルケーレス以上御買ひになれ
 ば一アルケール百五十ミルレースです

A エ センド メノス クারル エ オ プレーゾ ケ オ セニヨール ダ
 A E sendo menos, qual é o preço que o senhor dá?
 ウれより少なければ値段は幾何ですか

B ザセントス ミル レイス
 B Duzentos mil reis.
 二百ミルレース々す

A エ カン デスプロナジト メーショ ムイト カーロ ガイフ ポル エセ
 A E' um desproposito. Acho muito caro, pois, por esse
 ブレーゾ ボーソ コンプラーラー オス テレーナス ダ メスマ クリアガーデ
 preço, posso comprar os terrenos da mesma qualidade,
 ポレン マイス ベルト ア エスタソン テ エストラーダ デ フェー
 porem mais perto à estação de estrada de ferro.

日英同盟とコントラクト成立

タイムス東京通信員は、アーサー、オブ、コンノート殿下に謁見し日本訪問に就き、殿下的御印象を伺ひ奉りしに殿下は、「日本國民は各階級を通じて日英同盟の眞價を認容し、日英同盟は極東の平和を確證するものなり」と是認するを以て、兩國は國際關係をして、猶一層親密なちむべし、余は此の機會を利用し此れ迄諸新聞紙上に顯はれざりし地中海に於ける日本の艦隊の行動を稱讃し、印度洋及び太平洋が依然として世界商業に自由なが如く、印度に於ける印度人大会に就きて御意見を仰ぎしに殿下は印度の誠實を疑はずと宣へり(倫敦發一日電)

○東京電報(桑港近信)

「五月廿九日」

伯爵

新侍從長に正親町

△故鷹司公薨去の後を繼承

侍從長公爵鷹司熙通氏薨去ありし爲め後任として賞勳局總裁伯爵正親町

實正氏侍從長に新任せられたり

正親町伯爵は藤原鎌足より出づ世々家職として樂道を掌る其邸正親町に在りしを以て家號となす乃父地は未だ明確ならざれど舊露國行政公薰明治維新の際大總督宮の參謀として奥羽平定に功あり伯は其長男安政二年生れ明治十五年公爵相続十七年伯爵を授けらる宮内省借用掛、侍醫局出仕、埼玉縣知事等を歴任し明治四十二年賞勳局總裁に任せらる貴族院議員なり

●日支經濟協約成立

せん

△支那の開發に對し

兩國提携の協定

日支軍事協約は兩國代表者の署名を経たるが其性質軍事的な爲め詳細は發表されざるべし而して此軍事協約は日支永久的近接の前兆にして歴史的の價值頗る大なるものと了解せらる此軍事協約の後に財政經濟に關する日支協約締結せられ支那の開發に關する協定成るべしと豫期せる右は大局より見て極東に於ける兩大國民の提携を一層有効にする爲めの必要より出でたるものなり

●黑龍江共和國

極東露領一帶歐露と分離して獨立

●二隅副領事赴任

今回リベイロン、ブレトに新設せら

在聖市帝國總領事館の分館は

愈々七月一日より開館せらるること

三隅副領事は去月三十日當地

出發赴任せられたる由

伊太利人の美舉

△新政府成立の旨布告せらる

露國民は歐露及び西部西比利亞と分離して一獨立國を組織し之を黒龍江共和国(Amur Republic)と稱する

△故公薨去の後を繼承

侍從長公爵鷹司熙通氏薨去ありし爲め後任として賞勳局總裁伯爵正親町

實正氏侍從長に新任せられたり

正親町伯爵は藤原鎌足より出づ世

々家職として樂道を掌る其邸正親町に在りしを以て家號となす乃父地は未だ明確ならざれど舊露國行政公薰明治維新の際大總督宮の參謀として奥羽平定に功あり伯は其長男安政二年生れ明治十五年公爵相続十七年伯爵を授けらる宮内省借用掛、侍醫局出仕、埼玉縣知事等を歴任し明治四十二年賞勳局總裁に任せらる貴族院議員なり

●日支經濟協約成立

せん

△支那の開發に對し

兩國提携の協定

日支軍事協約は兩國代表者の署名を経たるが其性質軍事的な爲め詳細は發表されざるべし而して此軍事協約は日支永久的近接の前兆にして歴史的の價值頗る大なるものと了解せらる此軍事協約の後に財政經濟に關する日支協約締結せられ支那の開發に關する協定成るべしと豫期せる右は大局より見て極東に於ける兩大國民の提携を一層有効にする爲めの必要より出でたるものなり

●黑龍江共和國

極東露領一帶歐露と分離して獨立

●二隅副領事赴任

今回リベイロン、ブレトに新設せら

在聖市帝國總領事館の分館は

愈々七月一日より開館せらるること

三隅副領事は去月三十日當地

出發赴任せられたる由

伊太利人の美舉

△新政府成立の旨布告せらる

露國民は歐露及び西部西比利亞と分離して一獨立國を組織し之を黒龍江共和国(Amur Republic)と稱する

△故公薨去の後を繼承

侍從長公爵鷹司熙通氏薨去ありし爲め後任として賞勳局總裁伯爵正親町

實正氏侍從長に新任せられたり

正親町伯爵は藤原鎌足より出づ世

々家職として樂道を掌る其邸正親町に在りしを以て家號となす乃父地は未だ明確ならざれど舊露國行政公薰明治維新の際大總督宮の參謀として奥羽平定に功あり伯は其長男安政二年生れ明治十五年公爵相続十七年伯爵を授けらる宮内省借用掛、侍醫局出仕、埼玉縣知事等を歴任し明治四十二年賞勳局總裁に任せらる貴族院議員なり

●日支經濟協約成立

せん

△支那の開發に對し

兩國提携の協定

日支軍事協約は兩國代表者の署名を経たるが其性質軍事的な爲め詳細は發表されざるべし而して此軍事協約は日支永久的近接の前兆にして歴史的の價值頗る大なるものと了解せらる此軍事協約の後に財政經濟に關する日支協約締結せられ支那の開發に關する協定成るべしと豫期せる右は大局より見て極東に於ける兩大國民の提携を一層有効にする爲めの必要より出でたるものなり

●黑龍江共和國

極東露領一帶歐露と分離して獨立

●二隅副領事赴任

今回リベイロン、ブレトに新設せら

在聖市帝國總領事館の分館は

愈々七月一日より開館せらるること

三隅副領事は去月三十日當地

出發赴任せられたる由

伊太利人の美舉

△新政府成立の旨布告せらる

露國民は歐露及び西部西比利亞と分離して一獨立國を組織し之を黒龍江共和国(Amur Republic)と稱する

△故公薨去の後を繼承

侍從長公爵鷹司熙通氏薨去ありし爲め後任として賞勳局總裁伯爵正親町

實正氏侍從長に新任せられたり

正親町伯爵は藤原鎌足より出づ世

々家職として樂道を掌る其邸正親町に在りしを以て家號となす乃父地は未だ明確ならざれど舊露國行政公薰明治維新の際大總督宮の參謀として奥羽平定に功あり伯は其長男安政二年生れ明治十五年公爵相続十七年伯爵を授けらる宮内省借用掛、侍醫局出仕、埼玉縣知事等を歴任し明治四十二年賞勳局總裁に任せらる貴族院議員なり

●日支經濟協約成立

せん

△支那の開發に對し

兩國提携の協定

日支軍事協約は兩國代表者の署名を経たるが其性質軍事的な爲め詳細は發表されざるべし而して此軍事協約は日支永久的近接の前兆にして歴史的の價值頗る大なるものと了解せらる此軍事協約の後に財政經濟に關する日支協約締結せられ支那の開發に關する協定成るべしと豫期せる右は大局より見て極東に於ける兩大國民の提携を一層有効にする爲めの必要より出でたるものなり

●黑龍江共和國

極東露領一帶歐露と分離して獨立

●二隅副領事赴任

今回リベイロン、ブレトに新設せら

在聖市帝國總領事館の分館は

愈々七月一日より開館せらるること

三隅副領事は去月三十日當地

出發赴任せられたる由

伊太利人の美舉

△新政府成立の旨布告せらる

露國民は歐露及び西部西比利亞と分離して一獨立國を組織し之を黒龍江共和国(Amur Republic)と稱する

△故公薨去の後を繼承

侍從長公爵鷹司熙通氏薨去ありし爲め後任として賞勳局總裁伯爵正親町

實正氏侍從長に新任せられたり

正親町伯爵は藤原鎌足より出づ世

々家職として樂道を掌る其邸正親町に在りしを以て家號となす乃父地は未だ明確ならざれど舊露國行政公薰明治維新の際大總督宮の參謀として奥羽平定に功あり伯は其長男安政二年生れ明治十五年公爵相続十七年伯爵を授けらる宮内省借用掛、侍醫局出仕、埼玉縣知事等を歴任し明治四十二年賞勳局總裁に任せらる貴族院議員なり

●日支經濟協約成立

せん

△支那の開發に對し

兩國提携の協定

日支軍事協約は兩國代表者の署名を経たるが其性質軍事的な爲め詳細は發表されざるべし而して此軍事協約は日支永久的近接の前兆にして歴史的の價值頗る大なるものと了解せらる此軍事協約の後に財政經濟に關する日支協約締結せられ支那の開發に關する協定成るべしと豫期せる右は大局より見て極東に於ける兩大國民の提携を一層有効にする爲めの必要より出でたるものなり

●黑龍江共和國

極東露領一帶歐露と分離して獨立

●二隅副領事赴任

今回リベイロン、ブレトに新設せら

在聖市帝國總領事館の分館は

愈々七月一日より開館せらるること

三隅副領事は去月三十日當地

出發赴任せられたる由

伊太利人の美舉

△新政府成立の旨布告せらる

露國民は歐露及び西部西比利亞と分離して一獨立國を組織し之を黒龍江共和国(Amur Republic)と稱する

△故公薨去の後を繼承

侍從長公爵鷹司熙通氏薨去ありし爲め後任として賞勳局總裁伯爵正親町

實正氏侍從長に新任せられたり

正親町伯爵は藤原鎌足より出づ世

々家職として樂道を掌る其邸正親町に在りしを以て家號となす乃父地は未だ明確ならざれど舊露國行政公薰明治維新の際大總督宮の參謀として奥羽平定に功あり伯は其長男安政二年生れ明治十五年公爵相続十七年伯爵を授けらる宮内省借用掛、侍醫局出仕、埼玉縣知事等を歴任し明治四十二年賞勳局總裁に任せらる貴族院議員なり

●日支經濟協約成立

せん

△支那の開發に對し

兩國提携の協定

日支軍事協約は兩國代表者の署名を経たるが其性質軍事的な爲め詳細は發表されざるべし而して此軍事協約は日支永久的近接の前兆にして歴史的の價值頗る大なるものと了解せらる此軍事協約の後に財政經濟に關する日支協約締結せられ支那の開發に關する協定成るべしと豫期せる右は大局より見て極東に於ける兩大國民の提携を一層有効にする爲めの必要より出でたるものなり

●黑龍江共和國

極東露領一帶歐露と分離して獨立

●二隅副領事赴任

今回リベイロン、ブレトに新設せら

在聖市帝國總領事館の分館は

愈々七月一日より開館せらるること

三隅副領事は去月三十日當地

出發赴任せられたる由

伊太利人の美舉

△新政府成立の旨布告せらる

露國民は歐露及び西部西比利亞と分離して一獨立國を組織し之を黒龍江共和国(Amur Republic)と稱する

△故公薨去の後を繼承

侍從長公爵鷹司熙通氏薨去ありし爲め後任として賞勳局總裁伯爵正親町

實正氏侍從長に新任せられたり

正親町伯爵は藤原鎌足より出づ世

々家職として樂道を掌る其邸正親町に在りしを以て家號となす乃父地は未だ明確ならざれど舊露國行政公薰明治維新の際大總督宮の參謀として奥羽平定に功あり伯は其長男安政二年生れ明治十五年公爵相続十七年伯爵を授けらる宮内省借用掛、侍醫局出仕、埼玉縣知事等を歴任し明治四十二年賞勳局總裁に任せらる貴族院議員なり

●日支經濟協約成立

せん

△支那の開發に對し

兩國提携の

婦人欄

● 古本買入並に御不用品買入可申
請常小學教科書壹年級より六年
全部一編四十冊四十千鈞送料二鈞
○ 講談本五百餘種表裝付一冊二鈞
模範英辭典送料共一十一鈞○ 漢和
二鈞五百○修養書類及文藝作品
百餘種、歌本各種

● 古本買入並に御不用品買入可申
請常小學教科書壹年級より六年
全部一編四十冊四十千鈞送料二鈞
○ 金鑑新著アラジル語會話共三
典送料共九鈞○ 西洋料理研究書各
述べましたか、其の麗はしい家庭の
根本は女の服従心即ち「幼ない頃に
は親に従ひ、長じては夫に従ひ、老
いては子に従ふ」と云ふ教訓から胚
胎れて來てゐるのであります。

▲ 所が歐米人の中には、服従とか、
家族制度とか云ふことは、半開野蠻
時代の道德で、文明の今日では通用
せぬと嗤笑つてゐる者も少なくない
様であります。之は大なる間違い
だと思ひます。なぜなれば、服従と
云ひ、家族制度と云ふことは、如何
なる時代にも當嵌る美德で、又社會
の發達に伴ひて進歩して行くもので
あるからであります。

▲ 歐米人は勤もする。服従を奴隸時
代の屈從と間違へて非難いたしまし
が、日本に於ける服従。其の中にも
女の三徳は、歐米人の考ふる様なり
なんな淺薄な、そんな残酷な、そんな
無理想なものではなくて、立派な獨
立心の上に築かれた、調和的道念の
實現でありますから、此の立派な美
しい女の道徳は、彌々益々發達せ
しめて世界的大道徳に推し廣めて行
きたいと思ふのであります。

▲併し家庭のことは、いくら女が主
である。服従と調和とに務めまし
ても、男子が之を破壊する様では折
角の苦心も水の泡となりますから、
此の點は男の方にも能く注意して貰
であつて、服従と調和とに務めまし
ても、男子が之を破壊する様では折
角の苦心も水の泡となりますから、
此の今日となつては、此の遣方は全然
廢ねばなりません、若し未だ之に氣
付かない男があるならば、女の方から
相當の道を以て訓ふべきであります。
▲殊に私共の如く外人に交つて生活
する者は、其の良い處は取て學ぶと
べきであります、ろして其の示す一
つは日本流の女の美德であります。

● 古本買入並に御不用品買入可申
請常小學教科書壹年級より六年
全部一編四十冊四十千鈞送料二鈞
○ 金鑑新著アラジル語會話共三
典送料共九鈞○ 西洋料理研究書各
述べましたか、其の麗はしい家庭の
根本は女の服従心即ち「幼ない頃に
は親に従ひ、長じては夫に従ひ、老
いては子に従ふ」と云ふ教訓から胚
胎れて來てゐるのであります。

▲ 所が歐米人の中には、服従とか、
家族制度とか云ふことは、半開野蠻
時代の道德で、文明の今日では通用
せぬと嗤笑つてゐる者も少なくない
様であります。之は大なる間違い
だと思ひます。なぜなれば、服従と
云ひ、家族制度と云ふことは、如何
なる時代にも當嵌る美德で、又社會
の發達に伴ひて進歩して行くもので
あるからであります。

▲ 歐米人は勤もする。服従を奴隸時
代の屈從と間違へて非難いたしまし
が、日本に於ける服従。其の中にも
女の三徳は、歐米人の考ふる様なり
なんな淺薄な、そんな残酷な、そんな
無理想なものではなくて、立派な獨
立心の上に築かれた、調和的道念の
實現でありますから、此の立派な美
しい女の道徳は、彌々益々發達せ
しめて世界的大道徳に推し廣めて行
きたいと思ふのであります。

▲併し家庭のことは、いくら女が主
である。服従と調和とに務めまし
ても、男子が之を破壊する様では折
角の苦心も水の泡となりますから、
此の點は男の方にも能く注意して貰
であつて、服従と調和とに務めまし
ても、男子が之を破壊する様では折
角の苦心も水の泡となりますから、
此の今日となつては、此の遣方は全然
廢ねばなりません、若し未だ之に氣
付かない男があるならば、女の方から
相當の道を以て訓ふべきであります。
▲殊に私共の如く外人に交つて生活
する者は、其の良い處は取て學ぶと
べきであります、ろして其の示す一
つは日本流の女の美德であります。

ANTUNES DOS SANTOS & COMP

AGENTES DAS COMPANHIAS

NIPPON YUSEN KAISHA :: OSAKA SHOSEN KAISHA